

平成17年12月

## 人身取引対策行動計画の進捗状況（概要）

### 人身取引の実態把握の徹底

本年11月末までに、警察が102名、入国管理局が99名、婦人相談所が98名の被害者を確認

警察では、本年11月末までに、人身取引事犯被疑者としてブローカー23名を検挙

### 総合的・包括的な人身取引対策

#### 1 人身取引議定書について、国会の承認

#### 2 人身取引の防止

旅券の券面情報の一部及び顔画像を電磁的方法により記録することができる旨規定した旅券法の一部改正案が成立

本年3月15日から「興行」の在留資格についての基準省令の改正を実施

外国人を接客従業者として雇用する場合に在留資格等の確認義務を課す規定を盛り込んだ風俗営業適正化法の一部改正案が成立

#### 3 人身取引の撲滅

人身売買罪の創設を内容とする刑法等の一部改正案が成立。警察では、人身売買罪を初適用

#### 4 人身取引被害者の保護

婦人相談所では、保護を求めてきた被害者全員を保護（平成13年度1名、14年度2名、15年度6名、16年度24名、平成17年度11月末現在90名）

婦人相談所からの委託により、民間シェルター等で一時保護を行うため、本年度から1000万円の予算措置（本年11月末現在37名の一時保護委託を実施）

人身取引等の被害者に在留特別許可を与えることができる規定を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法の改正案が成立

フィリピン人女性26名、インドネシア人女性23名、タイ人女性6名、台湾人女性2名、コロンビア人女性1名の合計58名の帰国支援に関与